

# 多古第一小学校及び多古学童保育所機能強化事業に関する 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業目的

本事業は、多古第一小学校における特別支援学級の教室数の不足と多古学童保育所における登録児童数の増加に対応するため、小学校の敷地内に新たな校舎・学童保育所を建設するとともに、老朽化した小学校校舎内の空調設備を更新するものである。

新たな施設は、令和8年1月に供用開始する計画であることから、工期の短縮等を見込むことができる設計・施工一括方式（デザインビルド方式）を採用し、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした提案を募る公募型プロポーザル方式により、優れた提案者を受注者として選定するものである。

## 2. 募集する事業の概要

### (1) 事業名称

多古第一小学校及び多古学童保育所機能強化事業

### (2) 建設場所

千葉県香取郡多古町多古 2547 番地

※別紙 位置図を参照

### (3) 業務内容

#### ア 増築校舎棟の整備

- ① 増築校舎棟の整備に係る調査・設計業務及び関連業務  
(増築校舎棟の基本設計、実施設計、外構等)
- ② 増築校舎棟の整備に係る建設業務及び関連業務
- ③ 増築校舎棟の整備に係る工事監理業務及び関連業務
- ④ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑤ 増築校舎棟の引渡しに係る一切の業務

#### イ 増築校舎棟の維持管理（賃貸借契約期間内）

- ① 増築校舎棟の維持管理に係る建築設備・受変電設備点検保守管理業務
- ② 増築校舎棟の維持管理に係る管理業務
- ③ 増築校舎棟の維持管理に係る修繕業務

#### ウ 空調・電気設備更新

- ① 空調・電気設備更新に係る調査・設計業務及び関連業務  
(空調・電気設備更新の基本設計、実施設計)
- ② 空調・電気設備更新に係る改修業務及び関連業務
- ③ 空調・電気設備更新に係る工事監理業務及び関連業務
- ④ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑤ 空調・電気設備の引渡しに係る一切の業務

#### エ 空調・電気設備の維持管理（賃貸借契約期間内）

- ① 空調・電気設備の維持管理に係る受変電設備点検保守管理業務
- ② 空調・電気設備の維持管理に係る管理業務
- ③ 空調・電気設備の維持管理に係る修繕業務

オ その他

その他、必要に応じて業務内容等を協議すること。

(4) 事業手法

本事業の事業手法は、以下のとおりである。

ア 多古町は、選定事業者と本事業に関する基本協定を締結する。

イ 選定事業者は、自ら資金調達を行い設計・建設し、賃貸借契約期間にわたって所有する。

ウ 増築校舎棟の建設及び空調・電気設備更新後、賃貸借契約期間中、法定点検及び維持管理業務を行うものとする。

エ 本事業は、建築基準法、消防法等の関係法令並びに本要領に添付する多古第一小学校及び多古学童保育所機能強化事業に関する要求水準書（以下「要求水準書」という。）、賃貸借契約に規定される賃貸借条件、事業者提案等に基づいて実施する。

オ 賃貸借期間（10年間）終了後、多古町に所有権を譲渡する。

(5) 事業期間

ア 基本・実施設計及び建設業務は、契約締結日の翌日から令和7年11月までとする。

イ 賃貸借期間は、令和7年12月1日から10年間とする。

(6) 提案上限価格

総額1,364,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3. 参加資格

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) プロポーザル方式により契約をしようとする業務（以下「当該業務」という。）において、多古町の入札参加資格を有していること。
- (2) 多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準（平成8年多古町訓令第3号）又は多古町物品等契約に係る業者指名停止基準（平成26年多古町訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 多古町契約等に係る暴力団等対策措置要綱（平成26年多古町告示第11号）に基づく排除措置を受けていないこと。また、同要綱第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、千葉県税及び多古町税等に滞納がないこと。
- (7) 千葉県内に本店又は契約委任された支店若しくは営業所を有すること。  
（法人グループで参加の場合は全法人に該当）
- (8) 設計に当たる法人においては、千葉県内において一級建築士事務所登録をしていること。  
建設に当たる法人においては、本公告日時点の経営審査事項の建築一式工事における総合評定値（P点）が1,000点以上、かつ空調設備・電気設備更新に当たる法人においては、経営審査事項の管・電気工事における総合評定値（P点）がそれぞれ1,100点以上であること。
- (9) 過去5年間（本公告日から5年前の日が属する年度の初日を含む期間をいう。）において官公庁が発注した本公告と同種業務（建物延床面積1,000㎡以上の建物賃貸借をいう。）の契約実績を有すること。

#### 4. 提出書類

- (1) 参加申込書（様式1） ※法人の概要の分かるもの（法人の登記簿謄本等）を添付
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 法人又は法人グループ内の業務実績（様式3）  
※「3.（9）」の同種業務の契約実績等を証明する書類を添付
- (4) 法人グループ内の業務内容等（様式4） ※法人グループがある場合
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- (6) 企画提案書（任意様式）

#### 5. 書類提出場所

- (1) 〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古 2855 番地
- (2) 多古町教育委員会学校教育課（TEL：0479-76-5411）

#### 6. 参加申込手続

本プロポーザルに参加を申込み法人又は法人グループは、「4. 提出書類」に掲げる（1）から（5）の書類を下記により提出すること。

- (1) 参加申込期限：令和6年6月20日（木） 午後5時（必着）

※参加申込書（様式1）と添付書類を「15. 提出・問い合わせ先」に電子メールにて提出

#### 7. 企画提案書の作成

本プロポーザルは、多古第一小学校及び多古学童保育所機能強化事業を実施できる能力を持つ事業者を選定するため、本要領及び要求水準書の記載内容を踏まえ、増築校舎棟の平面図、立面図等デザイン、基本・実施設計・建設等業務工程及び空調・電気設備更新の基本・実施設計、機種、業務工程等を提案し提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。

- (1) 企画提案書（任意様式）

ア 提案書は片面、カラー印刷とし、校舎増築棟の建設及び空調・電気設備更新に係る提案、趣旨などを簡潔に分かりやすく記載すること。

イ 建設予定地は、別紙 位置図の場所とする。

- (2) 企画提案書提出部数

正本1部、副本6部を提出すること。

#### 8. 企画提案書の提出期限

- (1) 提出期限：令和6年7月19日（金） 午後5時（必着）

※提出期限後における書類の変更及び追加はできない。

#### 9. 質問事項の受付

本実施要領等に関し、不明な点がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年6月24日（月） 午後5時（必着）

- (2) 提出方法 質問書(様式5)に記入の上、「9. (4) 送信先」に提出すること。  
電話、訪問、口頭等による質問は受け付けません。
- (3) 回答方法 提出された質問の回答は随時、質問者名をふせて全質問の回答を集約したものを、令和6年6月28日(金)に全参加者に電子メールで回答する。
- (4) 送信先 多古町教育委員会学校教育課 担当：鶴見・鶴澤  
FAX 0479-76-7813 E-mail gakkou-kyouiku@town.tako.chiba.jp  
※ FAX 及びメールの題名は「(質問) 多古第一小学校及び多古学童保育所機能強化事業について」とすること。

## 10. 候補者の選定

### (1) 選定方法

候補者の選定については、多古町プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに則り、多古第一小学校及び多古学童保育所機能強化事業審査委員会において、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、選定する。

- (2) プレゼンテーションの時間等は、受付終了後に参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。
- (3) プレゼンテーションに必要な機材等がある場合は、町担当者と事前に協議する。
- (4) 審査会への出席者は、原則5名以内とする。
- (5) 結果の通知

審査結果は、審査結果通知書(様式6及び様式7)及び電子メールで令和6年7月下旬に通知する。

### (6) 審査基準及び配点

No.	審査項目	審査項目の細目	配点
<b>■事業実施体制、実績及び地域への貢献</b>			
1	事業実施体制	・事業実施体制の信頼性、法人グループ構成員の役割、責任の明確性、リスク管理体制	10
2	実績	・延床面積1,000㎡以上の学校等のデザインビルドにおいての新增築	10
3	地域への貢献	・町内企業、地元企業の参画	5
<b>■事業計画</b>			
4	配置計画	・既存校舎からの、生徒の動線の利便性・安全性、日照等に配慮した建物配置 ・小学校と学童保育施設との動線計画	10
5	デザイン	・既存校舎と調和のとれた外観デザイン	5



- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ・質問書の回答日    | 令和 6 年 6 月 28 日 (金) |
| ・企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 7 月 19 日 (金) |
| ・審査会開催、選定   | 令和 6 年 7 月 24 日 (水) |
| ・候補者決定      | 令和 6 年 7 月下旬        |

### 1 3. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合。
- (3) 提出書類が本要領に示された条件に適合しない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) その他、町長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合。

### 1 4. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届(様式 8) を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期間内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 現地調査の期間は、令和 6 年 6 月 21 日 (金) までとする。現地調査を行う場合は、希望日の 3 日前 (土日を除く) 午後 3 時までに「1 5. 提出・問い合わせ先」に希望日時を電話・メール・FAX (任意様式、かがみ不要) で通知し、日程調整を行った上で多古町の立ち合いのもと、実施する。なお、校舎敷地内に立ち入る場合は、上記に示した日程内で日時を指定する場合がある。
- (6) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等の著作権は、多古町に帰属するものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、多古町財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。  
なお、契約に係る例規等については、多古町ホームページで確認すること。  
<http://www.town.tako.chiba.jp/>

### 1 5. 提出・問い合わせ先

〒 289-2241 千葉県香取郡多古町多古 2855 番地  
 多古町教育委員会学校教育課 担当：鶴見・鶴澤  
 TEL:0479-76-5411 FAX:0479-76-7813  
 E-mail: gakkou-kyouiku@town.tako.chiba.jp